

別紙 1

重 要 事 項 説 明 書

(指定介護老人福祉施設)

「お客様」に対する介護福祉施設サービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 江原恵明会
法人所在地	岡山県津山市津山口 306 番地
法人種別	社 会 福 祉 法 人
代表者氏名	理事長 江 原 秀 国
電話番号	0868 (23) 5355

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム イーエスサウスヒルズ
施設の所在地	岡山県久米郡久米南町下弓削 647 番地
管理者名	池本 大二
電話番号	086 (728) 3111
ファクシミリ番号	086 (728) 3211

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		岡山県知事の事業者指定		利用 定数
		指定年月日	指定番号	
施 設	特別養護老人ホーム	12年4月1日	岡山県 3373800162号	55人
居 宅	短期入所生活介護	12年4月1日	岡山県	5人
	介護予防短期入所生活介護	18年4月1日	3373800162号	
居宅介護支援事業		11年10月1日	岡山県	35人
介護予防居宅介護支援事業		18年4月1日	3373800022号	8人

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>介護老人福祉施設「イーエスサウスヒルズ」は、介護保険法令に従い、お客様がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、お客様に日常生活を営むために必要な居室、及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。</p> <p>イーエスサウスヒルズは、身体上または精神上著しい障害があるために通常の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。</p>
施設運営の方針	<p>当施設にあつては、お客様の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場にたつて介護福祉施設サービスを提供するよう努めます。また、明るく家庭的な雰囲気有し地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p>

5 施設の概要

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）イーエスサウスヒルズ

敷 地	6,060 m ²	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造3階建（耐火建築）
	延べ床面積	2,126.43 m ²
	利用定員	60名（ショート5名を含む）

(1) 居 室（ショート用居室を含む）

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	（6）室	72.00 m ²	12.00 m ²
2人部屋	（1）室	17.50 m ²	8.75 m ²
4人部屋	（13）室	437.32 m ²	8.41 m ²

（注）指定基準は、居室1人当たり4.95 m²

(2)主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面
食 堂	1 室	60.48 m ²	1.21 m ²
機能訓練室	1 室	61.42 m ²	1.23 m ²
一般浴室	1 室	18.30 m ²	
特殊浴室	1 台	32.10 m ²	
医 務 室	1 室	計 140.2 m ²	
デイルーム	1 箇所		

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	人数	保有資格
管理者	1	社会福祉主事
生活相談員	1名以上	介護福祉士
介護職員	17名以上	介護福祉士 ヘルパ①②等
看護職員	3名以上	(准)看護師
機能訓練指導員（兼務）	1名以上	
介護支援専門員（兼務）	1名以上	介護支援専門員
医師	必要数	医師
栄養士	1	栄養士
事務員	1	

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務。
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務。
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番（7：00～16：00）1名以上 ・日勤（8：30～17：30）1名以上 ・日勤1（8：00～17：00） ・日勤2（9：00～18：00）1名以上 ・遅番（11：30～20：30）1名以上 ・準夜勤（15：00～24：00）2名以上 ・深夜勤（00：00～9：00）2名以上
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間帯（8：30～17：30）で勤務します。 ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

介護支援専門員	正規の勤務時間帯（ 8 : 30 ～ 17 : 30 ）で勤務します。
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（ 8 : 30～17 : 30 ）で勤務します。
医 師	週 1 日 10 : 00～12 : 00 まで、勤務します。
栄 養 士	正規の勤務時間帯（ 8 : 30～17 : 30 ）で勤務します。

（注）上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

8 施設サービスの概要

(1) 護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 <p>（食事時間）</p> <p>朝食 7 : 40 ～ 昼食 12 : 00 ～ 夕食 17 : 30 ～</p>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週 2 回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え、整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・季節や生活のリズムを考え、着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週 1 回実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師により、週 1 回診察日を設けて健康管理に努めます。 ・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・ お客様が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 <p>（当施設の嘱託医師）</p> <p>氏 名：宮本 健史 診療科：内 科（所属病院 積善病院） 診察日：毎週 1 日 10 : 00～12 : 00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、お客様及びそのご家族からのいかなる相談についても誠

相談及び援助	意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員
社会生活上の 便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションや行事を企画します。 主な娯楽設備 クラブ活動（習字、お花、音楽他）、ホーム喫茶（毎月1回） 主なレクリエーション行事 別に定める施設行事計画のとおり 行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。
介護計画	介護支援専門員によって、利用者の解決すべき課題を把握し、お客様・家族の方の希望、状態等を踏まえた施設サービス計画を立案し、その達成を目的に、日々援助いたします。またその計画の実施状況・経過を観察し、変更等お客様の心身の状況に応じて随時いたしますとともに、その都度お客様・家族の方に説明させていただきます。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	・毎月1回（第3月曜日）久米南町理髪店組合の出張による理髪サービスを利用いただけます。
日常生活品の購入代行	・お客様及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。
金銭管理	<p>・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は、次のとおりです。</p> <p>管理する金銭の限度額：5,000,000円までとします。</p> <p>管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れ ているものを施設で管理します。</p> <p>お預かりするもの：上記預金通帳と通帳印 (原則として、1つ)</p> <p>保管場所：印鑑は、事務室大金庫 通帳は、小金庫</p> <p>保管管理者：管理者が責任をもって管理します。 出納方法：別に定める「小口現金管理委託規定」及び「預金管理委託契約書」のとおり。</p>

9 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
居住費	契約書別表に定める額
食費	契約書別表に定める額
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービス費(食事に要する費用を除く)の1割 または2割と食事にかかる標準負担額の合算額)
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準額に同じ)

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
理容・美容サービス	・理容サービス 1回 1,300円
日常生活品の購入代行サービス	・購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費

10 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者：生活相談員 ご利用時間：毎日午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法：電話 086 (728) 3111
-----------	---

11 行政機関その他苦情受け付け機関

久米南町役場 保健福祉課	所在地：久米郡久米南町下弓削 502-1 電 話：086-728-2111 受付時間：8:30～17:15
赤磐市役所介護保険課 健康福祉課	所在地：赤磐市下市 344 電 話：086-954-1470 受付時間：8:30～17:15
国民健康保険団体連合会 介護110番	所在地：岡山市北区桑田町 11-6 電 話：086-223-8811 受付時間：8:30～17:00
岡山県運営適正化委員会 (岡山県社会福祉協議会内)	所在地：岡山市北区南方2丁目 13-1 (きらめきプラザ内) 電 話：086-226-9400 受付時間：8:30～17:30

12 協力医療機関

医療機関の名称	財団法人 江原積善会 積善病院
院長名	院長 江原良貴
所在地	岡山県津山市一方 140 番地
電話番号	0868 (22) 3166
診療科	内科、精神科、神経科、歯科
入院設備	ベッド数 295 床
救急指定の有無	無
契約の概要	積善病院に対して当施設は、利用者に病状の急変があった場合の受け入れをお願いしています。

13 協力歯科医療機関

名称	財団法人 江原積善会 積善病院
院長名	院長 江原良貴
所在地	岡山県津山市一方 140 番地
電話番号	0868 (22) 3166
入院設備	無

14 非常災害時及び事故発生時の対策

(1) 非常災害時

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム イーエスサウスヒルズ 消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	久米南町消防団と非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム イーエスサウスヒルズ 消防計画」にのっとり年 2 回夜間および昼間を想定した避難訓練を、お客様も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個所
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	2 個所
	非難階段	2 個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	3 個所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：変更の都度 防火管理者			

(2) 事故発生時

- ① お客様が介護サービス利用中に、体調不良・ケガ等でサービスの継続が困難となった時は、看護職員の指示を仰ぎ、速やかにご家族・主治医等ならびに、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な処置をいたします。
- ② 事故発生の状況および事故に際して採った処置の内容は記録し保存いたします。
- ③ サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は誠意を持って速やかに対応いたします。

15 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（8：30～21：00）を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。 面会時に、飲食物等を差し入れされる場合は、必ず職員にお届けください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	日常の受診は、施設職員により付き添い送迎をいたします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は原則としてできません
迷惑行為等	騒音等他のお客様の迷惑になる行為はご遠慮願います。またむやみに他のお客様の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	お客様者の希望により、施設で管理いたします。
現金等の管理	お客様者の希望により、施設で管理いたします。
宗教活動・政治活動	施設内で他のお客様に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

16 秘密の保持及び個人情報使用についての同意の確認

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、業務上知りえたお客様およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 従業者であった者が、業務上知りえたお客様およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、必用な会議及びその他の福祉機関・介護保険機関・医療機関等との連絡調整において、お客様及びその家族に個人情報をを用いることに関して同意を得た上で利用させていただきます。事業者は、お客様からの同意を得ない限り、他の事業者に対し、お客様の個人情報を提供いたしません。

個人情報同意事項

1. 利用期間

福祉サービス提供に必要な期間および契約期間（契約に基く事業の場合）に準じます。

2. 利用目的

- (1) 行政庁、医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (2) 行政庁などに対する措置費、保護費、補助金等の請求事務のため
- (3) 利用者の利用する施設（事業所）内のカンファレンスおよび研修のため
- (4) 介護保険における介護認定の申請および更新、変更のため
- (5) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (6) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供される為に実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (7) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (8) 撮影した写真の掲示や広報誌やパンフレットなどの掲載
- (9) 居室前の表札
- (10) その他サービス提供で必要な場合
- (11) 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。